

2013年(平成25年)2月13日

横浜刑務所長

伊藤 譲 二 殿

横浜弁護士会

会 長 木 村 保 夫

勸告書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勸告します。

勸告の趣旨

横浜刑務所が、腰椎椎間板ヘルニアに起因する腰部の痛みを訴える申立人に対し、内服薬の処方を認めず、レントゲン、CT、MRIなどの検査も行わなかったことは、申立人の人権を侵害したものである。刑務所においては、社会一般において通常とされている方法による医療上の措置を講ずるべきものであり、今後は受刑者の身体的愁訴に正しく対応し、適正な診察、治療、投薬等を行うよう勸告する。

勸告の理由

別紙調査報告書のとおり。

事件番号 2011年第06号

申立人 A

2013年1月15日

報告書

横浜弁護士会

会長 木村保夫 殿

横浜弁護士会人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

申立人Aの相手方横浜刑務所に対する人権救済申立事件（2011年第06号）について、その調査結果を報告します。

第1 処遇意見

横浜刑務所が、腰椎椎間板ヘルニアに起因する腰部の痛みを訴える申立人に対し、内服薬の処方認めず、レントゲン、CT、MRIなどの検査も行わなかったことは、申立人の人権を侵害したものであり、横浜刑務所に対し、別紙主文のとおり勧告するのが相当である。

第2 申立の概要

2011年4月から横浜刑務所で受刑中（2012年7月31日に立川拘置所に移送）の申立人は、横浜刑務所入所前から腰椎椎間板ヘルニアに罹患しており、勾留中に医師の診察を受け、「精査加療を要する」と記載された診断書も出されているが、横浜刑務所では適切な治療・投薬が受けられていない。

第3 認定した事実

申立人の主張、横浜刑務所・東京拘置所・多摩南部地域病院への書面照会に対する回答などによれば、以下の事実が認定できる。

- 1 申立人は、埼玉県警杉戸警察に逮捕され、警視庁南大沢警察に再逮捕された後、さいたま拘置支所、東京拘置所の順に移送され、懲役4年8月（未決勾留日数180日算入）の判決確定後、2011年4月8日、相手方に入所した。その後、2012年7月31日に立川拘置所へ移送され、現在立川拘置所内で服役中である。

申立人は、警察署に勾留中の2010年10月13日、及び同年11月24日

に多摩南部地域病院の診察・治療を受けている。

また、東京拘置所における収容期間は、2011年2月22日から同年4月8日までである。

2 (1) 申立人が多摩南部地域病院で診察を受けた際には、腰椎2方向のレントゲン撮影をした結果、以下の異常が認められている。

- ・第4、5椎間裂隙の狭小化
- ・第11胸椎陳旧性圧迫骨折
- ・第1～3骨棘形成著明

(2) 上記レントゲン検査及び本人の愁訴より、同病院では鎮痛薬であるノイトロピン（内服薬）、ロルカム（内服薬）、メリカット（座薬）、胃腸薬であるガスロンが処方された。

そして、投薬治療の効果は「あったと思われる」とのことである（以上、多摩南部地域病院の回答書）。

また、申立人本人も、投薬治療の効果はあった旨述べている。

(3) 東京拘置所においては、移送元施設からの引き継ぎ及び本人の愁訴より、鎮痛薬であるロキソプロフェン（内服薬）を1日2錠継続投与し、疼痛時の頓服用としてボルタレンサポ（座薬）を別途投与していた。

なお、内服薬であるロキソプロフェンの投与にあたって、胃腸薬を併用していないが、特段の副作用は認められていない。

申立人は、2011年3月1日、東京拘置所の医師に対し、腰椎椎間板ヘルニアについて、ボルタレンサポによりコントロールできている旨、伝えた。同医師は、これを受けて、ボルタレンサポを同年3月2日に10回分（1回1錠）、同月25日に10回分を処方している（以上、東京拘置所の回答書）。

(4) 相手方は、申立人が腰椎椎間板ヘルニアによる痛みの軽減のために内服薬の処方を求めたが、軟膏を処方するのみで、内服薬の処方はしなかった（以上、相手方の回答書）。

申立人は、痛みが激しく、夜も眠れず、また腰痛のために不自然な姿勢をとり続けることにより左下腿部の痛みも激しくなった。そのため、申立人は、相手方に対し、何度も内服薬の処方を求めたが、相手方は内服薬の処方を認めなかった。申立人は、このままでは出所するまでに椎間板ヘルニアが悪化し働けない身体になってしまうことをおそれ、腰椎椎間板ヘルニアの手術を受けることを希望し、八王子医療刑務所への移送を求めたが、相手方は、これを認めなかった（以上、申立人の訴えによる）。

なお、多摩南部地域病院の医師によれば、手術の適応については、①画像（レントゲン、MRI等）と②患者の神経症状とその推移により判断するとのことである（以上、多摩南部地域病院の回答書）。しかるところ、相手方においては、申立人の腰痛の申出に対して、レントゲン、CT、MRIなどの検査を行っておらず（以上、相手方の回答書）、手術の適応について真摯に検討しようとする姿勢は認められない。

(5) なお、申立人からの通知によれば、移送後の立川拘置所においては、ロキソニンが処方されている。

第4 人権侵害の有無・内容についての判断

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条では、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保険衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」と規定されている。受刑者が収容施設において、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を講じられなければ、受刑者の生命の安全、身体の健康は保護されず受刑者個人の尊厳（憲法第13条）及び生存権（憲法第25条）を侵害することとなる。国連の被拘禁者処遇最低基準規則第25の(1)でも「被拘禁者の身体的または精神的健康に留意しなければならず、かつ、毎日、病者、病気を訴える者及び特に注意を要する者を全て診察しなければならない」としている。

そこで、本件における相手方において、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置が講じられていたかどうかについて考察する。

相手方は、申立人の腰椎椎間板ヘルニアに起因する痛みに対する鎮痛内服薬あるいは座薬の処方についての求めに対して、明確な理由を説明することなくこれを処方しなかった。

多摩南部地域病院や東京拘置所においては、内服薬や座薬が処方されており、痛みの軽減の効果が認められている。また、これによる副作用は認められていない。

相手方は、内服薬や座薬を処方しなかった理由についての当委員会の照会に対し、「副作用を考慮して、処方しなかった」旨、回答する（相手方回答書）のみで、その余の明確な理由は具体的に示されていない。

患者から痛みの軽減の措置を求められた医師として、軟膏の処方が当該患者にとって効果がなく、他方において従前、内服薬あるいは座薬により痛みが軽減されていた旨の訴えがあれば、試験的に内服薬あるいは座薬を処方した上で慎重に経過観察をするなどの措置を採り得たはずである。ま

た、そのような措置をとりえないほどの甚大な副作用が懸念されるのであれば、患者の訴える痛みの原因を精密検査により正確に把握し、代替案を検討すべきである。そして、その上で、痛みを軽減する措置を（代替案も含めて）とり得ないとの判断に至ったならば、その旨を患者に対してきちんと説明すべきである。

しかるところ、上述のとおり相手方は腰椎椎間板ヘルニアに起因する腰部の痛みを真摯に訴える申立人に対し、納得できるような説明をすることもなく、効果的な痛みの軽減措置を検討することなく漫然と放置した。

また、申立人の腰椎椎間板ヘルニアに対する手術の希望に対しても、レントゲン、CT、MRIなどの検査を行うことなく、安易に「手術の必要なし」として、申立人の要望を却下している。

これらの相手方の一連の対応は、申立人が身柄を拘束されており、他の医師を選択する権利が事実上保障されていないことをも合わせ鑑みると、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置が講じられていたと認めることはできない。

第5 相当とする措置及び結論

当委員会の調査の結果、相手方において、申立人に対し、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置が講じられていたと認めることはできなかった。

本件においては、すでに申立人は相手方から立川拘置所へ移送されているが、今後、相手方において、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置が講じられるように、別紙勧告書のとおり勧告を行うのが相当であると思料する。

以 上